

# 受講約款

Terms and Conditions

## 注意：下記の内容をよくご確認ください

特定商取引に関する法律(法第42条・特定継続的役務提供における書面交付)による契約締結時の交付書面とは、表面の受講申込書(Order Form)及び本受講約款を指します。

### 第1条 契約の成立

- ① お客様は、レッスン受講規約および以下の条項を承諾の上、株式会社 byZOO に対して受講の申込みを承諾します。
- ② 当該契約とは、お客様から当社への金銭の支払い、またはお客様とクレジット会社間の立替払い契約の成立により、成立します。
- ③ お客様が未成年者の場合には、親権者の同意を確認した上で、本契約の成立とします。

### 第2条 役務提供の種類・方法

当社 LessonPartner からのマンツーマンレッスンを、当社のスクールにおいて提供します。当社の定めるレッスンプランの中から受講申込書(Order Form)記載の内容の役務を提供します。

### 第3条 入会金、レッスン受講料金、教材費、有効期間等

受講申込書(Order Form)をご覧ください。

### 第4条 英会話レッスンの形態

1人のLessonPartnerが1人のお客様に対して受講規約に準じて、マンツーマン指導するものとします。

### 第5条 受講契約期間

英会話レッスンの受講契約期間は、初回レッスン日より受講申込書(Order Form)に記載された有効期間までとします。

### 第6条 金銭の支払時期及びその方法

原則として初回レッスン開始までに、現金振込(デビットカードによる支払を含む)、クレジット契約、カード契約の締結をして頂きます。

### 第7条 契約の解除・クーリングオフ

#### クーリングオフのお知らせ

- ① 受講申込書(Order Form)を受領した日を含む8日間は、書面より無条件に役務提供契約の解除(受講契約期間が2ヶ月を超えかつ契約総額5万円を超える場合に限り)及び関連商品の売買契約申込の撤回(以下、『クーリングオフ』という)ができます。
- ② クーリングオフの効力は契約解除の通知書面を発信した時(郵便消印日付)から生じます。
- ③ この場合、お客様は損害賠償や違約金を支払う必要はなく、関連商品の引き取りに要する費用は当社が負担します。役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも、当該契約に基づく対価の支払義務はありません。既に商品代金や対価の一部を支払われている場合は速やかに当社よりその金額の返還を受けることが出来ます。なお、当該金額返還にかかる振込手数料は当社の負担とします。
- ④ 下記のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ当社宛にご郵送ください(簡易書留扱いが確実です)。なお、クレジットにてお申込の場合、クレジット会社宛にも同様のハガキをご郵送頂ければより確実です。
- ⑤ お客様がクーリングオフに関して不実のことを告げられたことにより誤認をし、又は威迫されたことにより困惑し、クーリングオフ(契約の解除)を行わなかった場合は改めてクーリングオフできる旨記載した書面を交付いたします。その書面を受領した日を含む8日間はクーリングオフをすることができます。
- ⑥ ただし、関連商品については使用し、又はその全部もしくは、一部を消費したとき(当社がお客様に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合は除く)はその限りではないこととします。商品の引渡しに既にされている時は、その引取りに要する費用は当社の負担とします。

#### ハガキ裏面記入例

通知書  
申込日 平成〇年〇月〇日  
書面受領日 平成〇年〇月〇日  
① スクール名  
② スクール住所  
③ 電話番号  
④ レッスンコース名  
⑤ 契約総額  
右記日付の申込は  
撤回し、又は契約は  
解除します。  
平成〇年〇月〇日  
住所  
氏名

### 第8条 中途解約

- ① 受講申込書(Order Form)を受領した日から9日目以降の契約解除は理由の如何を問わず『特定商取引に関する法律』に従い、以下の規定により(受講契約期間が2ヶ月以下又は契約金額が5万円以下のコースを除く)将来に向かって契約解除を行うことができます。

① 解約は、受講契約期間内に書面等により申し出るものとし(お客様が未成年の場合にはその法定代理人が申し出るものとし)、当社がその書面等を受領した日を解約日とします。

② 解約に関わる解約料及びご返金は以下に定める金額とします。ただし、受講期間が完了した後の解約申し出につきましてはご返金はいたしません。

a. 受講開始前の契約解除については、『契約の締結及び履行のために通常要する費用』として、契約登録料(契約手続きまでの事務手続き全費用、登録費用等が含まれます。以下、『契約登録料』と言う)に消費税を加算した額または15,000円のいずれか低い額をお支払い頂きます。お支払済みの金額が上記費用を超える場合には、上記費用を差し引いた金額をご返還します。お支払金額が上記費用に満たない場合は、その差額を申し受けます。

b. 受講開始後の契約解除については、契約総額から、次の①、②、③を差し引いた金額を返還します。

① 契約登録料の締結及び登録に要した費用(システム登録、契約通知、その他契約時手数料)として15,000円または入会金のいずれか低い額。

② 「提供された役務の対価に相当する額」として、受講済みレッスンポイント数に受講契約締結時の税抜レッスン単価※を乗じた金額に消費税を加算した額。

③ 解約によって生ずる損害金(解約料)として、契約総額から①、②を除いた金額の20%に相当する額、但し5万円を超える場合は5万円。

c. b項に述べた①、②の金額が、契約総額を超える場合は、その差額を申し受けます。

② 現金又はクレジットカードでのお支払の場合で、引き落としが既に完了している場合には、ご返金額を書面にて確認頂いた後、未締めの翌月末払いにてお客様ご指定金融機関に振り込む方法で返還します(振込手数料は当社負担とします)。

③ クレジットでのお支払の場合、お客様はクレジット会社所定の方法でクレジットの清算手続きを行います。

④ お客様は、当社が中途解約手続きを円滑に行うため、本契約及びクレジット契約、お客様の受講内容やクレジットの残債務額等の個人情報を当社及びクレジット会社が相互に利用し、提供することに合意するものとします。

### 第9条 支払停止の抗弁権

お客様は、受講契約に関して、信販を利用されている場合には、当社との間で生じている事由により、信販会社からの請求を拒否できる場合があります(抗弁権の接続)。なお、本抗弁権の接続は現金一括払い以外のお支払方法に適用されません。詳しくは信販会社等の契約書面をご覧ください。(但し、契約金額が4万円に満たない場合、契約がお客様にとって、商行為となる場合及び抗弁の主張が信義則に反する場合は支払を停止することができません)。

### 第10条 前受金の保全

なし

### 第11条 その他取り決め事項

① 他のお客様やLessonPartner、スタッフの迷惑となる行為、または社会的モラルに反する言動等があった場合、受講契約を解除することがあります。その場合は、第8条に基づき清算手続きをとらせていただきます。

② 本契約に定めのない事項については民法その他の法令によるものとします。

③ レッソンは、当社で購入していただく教材を用いて行います。その他のご希望がある場合は、事前にご相談ください。

④ レッソン予約に関する規約(別紙レッスン受講規約)を熟読し、同意して頂くこととします。

⑤ お客様とLessonPartnerとの私的トラブルにつきましては、当社は責任を負いかねますので予めご了承ください。なお、レッスンに関する問題が生じた場合はbyZOOカスタマーサポートチームにご連絡ください。改善へと早急に対処いたします。

株式会社 byZOO

代表取締役社長 大山 俊輔

〒150-0044 東京都渋谷区円山町5-18 道玄坂スクエア403

☎03-6906-8728

2011年4月1日改訂